

会費規程

現 行	改 定(案)
<h3>会 費 規 程</h3> <p>公益社団法人 桑名法人会</p>	<h3>会 費 規 程</h3> <p>公益社団法人 桑名法人会</p>
(目 的)	(目 的)
第1条 この規程は、公益社団法人桑名法人会（以下「本会」という。）の定款第7条の規定に基づき、会費に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規程は、公益社団法人桑名法人会（以下「本会」という。）の定款第7条の規定に基づき、会費に関し必要な事項を定めるものとする。
(種類及び金額)	(種類及び金額)
第2条 桑名税務署管内に所在する法人会費の年額は、次の各号のとおりとする。	第2条 桑名税務署管内に所在する法人の会費の年額は、次の各号のとおりとする。
(1) 桑名税務署管内に本店又は主たる事業所が所在する法人の会費は、資本金額により次のとおりとする。	(1) 桑名税務署管内に本店又は主たる事業所が所在する法人の会費は、資本金額により次のとおりとする。
資本金 100万円未満 3,000円	資本金 100万円未満 3,000円
資本金 100万円以上 4,000円	資本金 100万円以上 4,000円
資本金 200万円以上 5,000円	資本金 <u>200万円未満</u> <u>5,000円</u>
資本金 500万円以上 6,000円	資本金 <u>200万円以上</u> <u>7,000円</u>
資本金 1,000万円以上 9,000円	資本金 <u>500万円以上</u> <u>8,000円</u>
資本金 3,000万円以上 14,000円	資本金 <u>1,000万円以上</u> <u>11,000円</u>
資本金 5,000万円以上 18,000円	資本金 <u>3,000万円以上</u> <u>16,000円</u>
	資本金 <u>5,000万円以上</u> <u>20,000円</u>

<p>資本金 1億円以上 30,000円 ただし、系列会社等については 2,000円</p> <p>(2) 前項以外の法人で桑名税務署管内に 支店・営業所等を有する法人の 会費は、次のとおりとする。 10,000円</p> <p>(会費の使途) 第3条 前条の会費は、毎事業年度における 合計額の20%以上を当該年度の 公益目的事業に使用する。</p> <p>(会費の納入方法) 第4条 会員は、毎事業年度、その事業年度 分の会費を次の各号の方法により 納付しなければならない。</p> <p>(1) 口座振替 毎年6月20日(休日の場合は翌 営業日)に、届出の金融機関の口 座より口座振替により納付する。</p> <p>(2) 振込納付 毎年6月に、会員宛に送付する振 込依頼書により、金融機関からの 振込みにより納付する。</p> <p>(3) 持参 事務局へ直接持参し納付する。</p> <p>(中途入会の会費) 第5条 事業年度の中途に入会した会員の 当該事業年度の会費年額は、入会 日の属する月の翌月から年度末ま での月数による。ただし、100円未 満を切捨てとする。</p> <p>(改 廃) 第6条 この規程の改廃は、総会の決議を経 て行うものとする。</p>	<p>資本金 1億円以上 30,000円 ただし、系列会社等については 2,000円</p> <p>(2) 前項以外の法人で桑名税務署管内に 支店・営業所等を有する法人の 会費は、次のとおりとする。 10,000円</p> <p>(会費の使途) 第3条 前条の会費は、毎事業年度における 合計額の20%以上を当該年度の 公益目的事業に使用する。</p> <p>(会費の納入方法) 第4条 会員は、毎事業年度、その事業年度 分の会費を次の各号の方法により 納付しなければならない。</p> <p>(1) 口座振替 毎年6月20日(休日の場合は翌 営業日)に、届出の金融機関の口 座より口座振替により納付する。</p> <p>(2) 振込納付 毎年6月に、会員宛に送付する振 込依頼書により、金融機関からの 振込みにより納付する。</p> <p>(3) 持参 事務局へ直接持参し納付する。</p> <p>(中途入会の会費) 第5条 事業年度の中途に入会した会員の 当該事業年度の会費年額は、入会 日の属する月の翌月から年度末ま での月数による。ただし、100円未 満を切捨てとする。</p> <p>(改 廃) 第6条 この規程の改廃は、総会の決議を経 て行うものとする。</p>
---	---

<p>(その他) 第7条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。</p>	<p>(その他) 第7条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p><u>この規程の改正は平成27年5月28日(第3回通常総会の日)から施行する。</u></p>
---	--